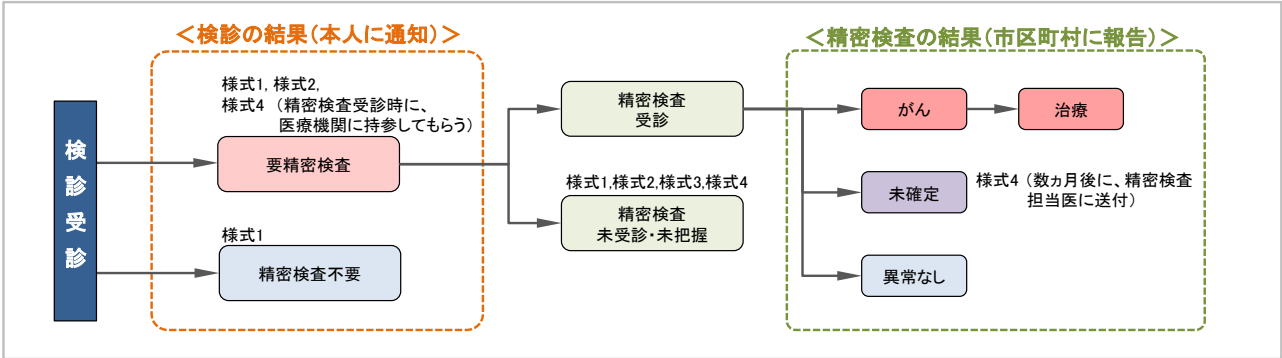


肺がん検診における種々の様式について

以下の様式につきまして、その概要と、想定される利用法をご説明いたします。
これらの書類は、送付元を市区町村（市区町村の担当係）として作成したものです。

本様式は以下の流れでの受診者への結果通知から精密検査の結果把握までを想定して作成した様式です。



- 様式1 肺がん検診結果通知書
- 様式2 肺がん検診で「要精密検査」とされた方へ
- 様式3 肺がん精密検査受診のお願い
- 様式4 肺がん精密検査依頼書兼結果報告書

以下、様式ごとの説明です。

■ 市区町村担当係から受診者本人への通知書：様式1、2、3

様式	送付対象
様式1 肺がん検診結果通知書	検診受診者全員に送付してください。
様式2 肺がん検診で「要精密検査」とされた方へ ⇒ 精密検査機関（医療機関）の紹介	要精密検査となった受診者に様式1、4と共に送付してください。
様式3 肺がん精密検査受診のお願い ⇒ 精密検査未受診者への再度の受診勧奨	要精密検査となった受診者のうち精密検査未受診者に様式1、2、4と共に送付してください。

■ 市区町村担当係から精密検査機関・担当医宛の依頼書 及び 精密検査機関・担当医から市区町村担当係宛の報告書：様式4

様式	送付対象
様式4 肺がん精密検査依頼書 兼 結果報告書（※）	要精密検査となった受診者に様式1、2と共に送付してください。 精密検査未受診者には様式1、2、3と共に送付してください。 当様式は受診者本人に直接精密検査機関へ持参してまいりますので、市区町村担当係宛の返信用封筒も必ず同封してください。

※ 精密検査担当医（以下精検担当医）に対して、以下のそれぞれの場合に応じて適時様式4の返送を精密検査機関に依頼してください。

A) 精密検査を実施したすべての対象者に対して

様式4の返却がないが、本人からの情報などにより精検受診が確認できた場合、なるべく早く精検担当医に「様式4 肺がん精密検査依頼書兼結果報告書」への結果（組織細胞診を含む）の記載と返送を依頼してください。

B) 精密検査後に更なる検査が必要と判明した対象者（がん疑いなど）に対して

返却された様式4の診断区分が再検査が必要などの理由により「がん疑いまたは未確定」となっていた場合、数ヵ月後（3～6ヶ月後）、市区町村担当係から精検担当医に、新たに「様式4 肺がん精密検査依頼書兼結果報告書」を送付し、最終診断の記載と返送を依頼してください。